

第1章 国債

1 債務管理政策の枠組み

(1) 国債発行額等の推移

年度	国債発行額									国債依存度 (%)	国債残高		普通国債残高 / GDP (%)	国債費 (億円)	国債費 / 一般会計 (%)	
	小計 (億円)			年金特例債 (億円)	復興債 (億円)	GX経済移行債 (億円)	子ども特例債 (億円)	財投資債 (億円)	借換債 (億円)		合計 (億円)	普通国債残高 (億円)				財投資債残高 (億円)
4条債 (億円)	特例債 (億円)															
昭和22~39	収支均衡予算 国債発行せず															
40	1,972	-	1,972	-	-	-	-	-	-	1,972	5.3	2,000	-	0.6	220	0.6
41	6,656	6,656	-	-	-	-	-	-	-	6,656	14.9	8,750	-	2.2	489	1.1
42	7,094	7,094	-	-	-	-	-	-	-	7,094	13.9	15,950	-	3.4	1,153	2.3
43	4,621	4,621	-	-	-	-	-	-	-	4,621	7.8	20,544	-	3.7	2,013	3.5
44	4,126	4,126	-	-	-	-	-	-	-	4,126	6.0	24,634	-	3.8	2,788	4.1
45	3,472	3,472	-	-	-	-	-	-	-	3,472	4.2	28,112	-	3.7	2,909	3.7
46	11,871	11,871	-	-	-	-	-	-	-	11,871	12.4	39,521	-	4.8	3,193	3.4
47	19,500	19,500	-	-	-	-	-	-	-	19,500	16.3	58,186	-	6.0	4,554	4.0
48	17,662	17,662	-	-	-	-	-	5,958	-	23,620	12.0	75,504	-	6.5	7,045	4.9
49	21,600	21,600	-	-	-	-	-	6,358	-	27,958	11.3	96,584	-	7.0	8,622	5.0
50	52,805	31,900	20,905	-	-	-	-	4,156	-	56,961	25.3	149,731	-	9.8	10,394	4.9
51	71,982	37,250	34,732	-	-	-	-	3,712	-	75,694	29.4	220,767	-	12.9	16,647	6.9
52	95,612	50,280	45,333	-	-	-	-	3,128	-	98,741	32.9	319,024	-	16.8	23,487	8.2
53	106,740	63,300	43,440	-	-	-	-	6,326	-	113,066	31.3	426,158	-	20.4	32,227	9.4
54	134,720	71,330	63,390	-	-	-	-	-	-	134,720	34.7	562,513	-	25.0	40,784	10.6
55	141,702	69,550	72,152	-	-	-	-	2,903	-	144,605	32.6	705,098	-	28.4	53,104	12.5
56	128,999	70,399	58,600	-	-	-	-	8,952	-	137,951	27.5	822,734	-	31.1	66,542	14.2
57	140,447	70,360	70,087	-	-	-	-	32,727	-	173,175	29.7	964,822	-	34.9	78,299	15.8
58	134,863	68,099	66,765	-	-	-	-	45,145	-	180,009	26.6	1,096,947	-	38.0	81,925	16.3
59	127,813	64,099	63,714	-	-	-	-	53,603	-	181,417	24.8	1,216,936	-	39.5	91,551	18.1
60	123,080	63,030	60,050	-	-	-	-	89,573	-	212,653	23.2	1,344,314	-	40.7	102,242	19.5
61	112,549	62,489	50,060	-	-	-	-	114,886	-	227,435	21.0	1,451,267	-	42.4	113,195	20.9
62	94,181	68,800	25,382	-	-	-	-	154,490	-	248,672	16.3	1,518,093	-	41.9	113,335	20.9
63	71,525	61,960	9,565	-	-	-	-	139,461	-	210,986	11.6	1,567,803	-	40.4	115,120	20.3
平成元	66,385	64,300	2,085	-	-	-	-	150,798	-	217,183	10.1	1,609,100	-	38.7	116,649	19.3
2	73,120	63,432	(9,689)	-	-	-	-	186,532	-	259,652	9.2	1,663,379	-	36.8	142,886	21.6
3	67,300	67,300	-	-	-	-	-	188,757	-	256,057	9.5	1,716,473	-	36.2	160,360	22.8
4	95,360	95,360	-	-	-	-	-	214,969	-	310,329	13.5	1,783,681	-	36.9	164,473	22.8
5	161,740	161,740	-	-	-	-	-	218,129	-	379,869	21.5	1,925,393	-	39.9	154,423	21.3
6	164,900	123,457	<33,337> [8,106]	-	-	-	-	228,817	-	393,717	17.9	2,066,046	-	40.4	143,602	19.6
7	212,470	164,401	<28,511> [19,558]	-	-	-	-	253,767	-	466,238	24.2	2,251,847	-	42.9	132,213	18.6
8	217,483	107,070	<18,796> [91,617]	-	-	-	-	265,524	-	483,007	25.2	2,446,581	-	45.4	163,752	21.8
9	184,580	99,400	85,180	-	-	-	-	314,320	-	498,900	23.5	2,579,875	-	47.6	168,023	21.7
10	340,000	170,500	169,500	-	-	-	-	424,310	-	764,310	40.3	2,952,491	-	55.2	172,628	22.2
11	375,136	131,660	243,476	-	-	-	-	400,844	-	775,979	42.1	3,316,687	-	62.5	198,319	24.2
12	330,040	111,380	218,660	-	-	-	-	532,697	-	862,737	36.9	3,675,547	-	68.4	219,653	25.8
13	300,000	90,760	209,240	-	-	-	-	438,831	-	738,831	35.4	3,924,341	437,605	74.4	171,705	20.8
14	349,680	91,480	258,200	-	-	-	-	318,435	-	667,115	41.8	4,210,991	755,644	80.4	166,712	20.5
15	353,450	66,930	286,520	-	-	-	-	285,086	-	648,606	42.9	4,569,736	918,490	86.8	167,981	20.5
16	354,900	87,040	267,860	-	-	-	-	401,297	-	756,157	41.8	4,990,137	1,215,532	94.2	175,686	21.4
17	312,690	77,620	235,070	-	-	-	-	282,494	-	594,564	36.6	5,269,279	1,393,532	98.7	184,422	22.4
18	274,700	64,150	210,550	-	-	-	-	255,595	-	530,295	33.7	5,317,015	1,389,061	99.0	187,616	23.5
19	253,820	60,440	193,380	-	-	-	-	167,696	-	461,076	31.0	5,414,584	1,397,543	100.6	209,988	25.3
20	331,680	69,750	261,930	-	-	-	-	86,000	-	548,030	39.2	5,459,356	1,310,501	105.8	201,632	24.3
21	519,550	150,110	369,440	-	-	-	-	94,100	-	613,640	51.5	5,939,717	1,222,253	119.4	202,437	22.9
22	423,030	76,030	347,000	-	-	-	-	84,000	-	511,030	44.4	6,363,117	1,181,918	126.0	206,491	22.4
23	427,980	83,680	344,300	-	112,500	-	-	131,000	-	648,380	42.5	6,698,674	1,109,122	134.0	215,491	23.3
24	474,650	114,290	360,360	25,842	23,033	-	-	142,200	-	806,582	48.9	7,050,072	1,092,607	141.2	219,442	24.3
25	408,510	70,140	338,370	26,035	-	-	-	107,000	-	515,375	40.8	7,438,676	1,042,104	145.1	222,415	24.0
26	384,929	65,770	319,159	-	1,200	-	-	140,000	-	464,159	39.0	7,740,831	989,910	147.9	232,702	24.3
27	349,183	64,790	284,393	-	13,200	-	-	134,000	-	418,393	35.5	8,054,182	961,155	148.9	234,507	24.3
28	380,346	89,014	291,332	-	7,909	-	-	196,000	-	487,342	39.0	8,305,733	962,509	152.4	236,121	24.4
29	335,546	72,818	262,728	-	768	-	-	120,000	-	382,728	34.2	8,531,789	945,259	153.5	235,285	24.1
30	343,954	80,972	262,982	-	-	-	-	106,300	-	369,282	34.8	8,740,434	922,456	157.0	233,020	23.8
令和元	365,819	91,437	274,382	-	8,100	-	-	125,500	-	490,882	36.1	8,866,945	910,901	159.2	235,082	23.2
2	1,085,539	225,960	859,579	-	7,224	-	-	390,751	-	1,483,534	73.5	9,466,468	1,186,450	175.7	233,515	22.7
3	576,550	91,680	484,870	-	400	-	-	101,446	-	688,316	39.9	9,914,111	1,046,242	178.8	237,588	22.6
4	504,789	87,270	417,519	-	-	-	-	141,330	-	658,849	38.1	10,270,973	1,008,361	181.1	243,393	22.3
5	349,980	90,680	259,300	-	-	15,401	-	29,959	-	389,359	27.4	10,536,526	945,989	177.0	252,503	22.1
6	421,390	96,590	324,800	-	260	14,012	2,219	95,000	-	521,311	33.3	11,039,304	913,466	180.2	270,090	24.0
7	286,471	67,910	218,561	-	1,211	7,258	11,397	100,000	-	395,260	24.9	11,285,343	908,870	179.3	282,179	24.5

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において合致しない場合があります。
 (注2) 国債発行額は、収入金ベース。令和5年度までは実績。令和6年度は補正後、令和7年度は当初。
 () 書きは臨時特別債、<>書きは減税特別債、[] 書きは震災特別債であり、外数。
 (注3) 復興債については、平成23年度は一般会計において発行され、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において発行されています。
 (注4) 昭和40年度に発行された歳入補てんのための国債の発行額は、便宜上、特別債の欄に記載しています。
 (注5) 国債依存度は、(4条債+特別債) / 一般会計歳入額。令和5年度までは実績、令和6年度は補正後、令和7年度は当初。特別税の創設等によって償還財源が別途確保されている、いわゆる「つなぎ公債」を除いて算出しています。
 (注6) 普通国債残高は年度末時点の額面ベース。令和5年度までは実績、令和6年度は補正予算ベースの見込み、令和7年度は当初予算ベースの見込み。
 (注7) 普通国債残高 / GDP における GDP は名目 GDP であり、令和5年度までは実績値、令和6年度及び令和7年度は「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和7年1月24日閣議決定)の値。
 (注8) 国債費と国債費 / 一般会計は当初予算ベース。令和元年度及び令和2年度は、臨時・特別の措置を含みます。

(2) 国債整理基金特別会計の歳入・歳出 (令和7年度当初予算)

(歳入)

(歳出)

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	令和6年度 当初予算 (A)	令和7年度 当初予算 (B)	差 引 増▲減額 (B) - (A)
他会計より受入	88,856,307	85,019,946	▲ 3,836,361
一般会計より受入	27,008,257	28,217,106	1,208,849
特別会計より受入	61,848,050	56,802,840	▲ 5,045,210
交付税及び譲与税配付金	29,710,179	29,165,316	▲ 544,863
外国為替資金	489,149	788,556	299,407
財政投融资	15,453,960	11,189,018	▲ 4,264,942
エネルギー対策	14,090,161	13,658,917	▲ 431,244
年金	1,442,480	1,457,792	15,312
子ども・子育て支援	2,688	16,789	14,101
食料安定供給	286,054	158,769	▲ 127,285
国有林野事業債務管理	340,115	334,695	▲ 5,419
自動車安全	33,263	32,987	▲ 277
東日本大震災復興 他会計より受入	25,411	26,951	1,541
特別会計より受入	25,411	26,951	1,541
東日本大震災復興	25,411	26,951	1,541
脱炭素成長型経済構造移行推進 他会計より受入	59,548	54,117	▲ 5,431
特別会計より受入	59,548	54,117	▲ 5,431
エネルギー対策	59,548	54,117	▲ 5,431
租税	114,300	114,900	600
公債金	135,515,353	136,223,053	707,700
公債金	131,500,477	132,467,701	967,224
復興借換公債金	3,164,043	3,051,848	▲ 112,195
脱炭素成長型経済 構造移行借換公債金	850,833	703,503	▲ 147,329
東日本大震災復興株式 売却収入	169,152	102,900	▲ 66,251
東日本大震災復興配当金 収入	4,965	8,363	3,397
東京地下鉄	4,965	4,965	0
日本郵政	-	3,397	3,397
運用収入	98,645	222,451	123,805
利子収入	98,644	221,715	123,071
売却及償還益金	1	735	734
東日本大震災復興運用収入	404	2,163	1,759
利子収入	404	2,160	1,756
売却及償還益金	-	4	4
脱炭素成長型経済構造移行 推進運用収入	199	2,278	2,079
利子収入	199	2,278	2,079
売却及償還益金	-	0	0
雑収入	291,897	339,214	47,317
経過利子受入	290,792	338,029	47,237
雑入	1,105	1,185	80
東日本大震災復興雑収入	58	44	▲ 14
経過利子受入	58	44	▲ 14
脱炭素成長型経済構造移行 推進雑収入	2,748	2,120	▲ 628
経過利子受入	2,748	2,120	▲ 628
歳入合計	225,138,987	222,118,500	▲ 3,020,487

	令和6年度 当初予算 (A)	令和7年度 当初予算 (B)	差 引 増▲減額 (B) - (A)
国債整理支出	220,861,626	218,164,211	▲ 2,697,415
証券等製造費	3	174	171
国債事務取扱手数料	23,823	26,742	2,919
賠償償還及払戻金	823	823	-
貨幣交換差減補填金	0	0	0
売却及償還差額補填金	98,000	199,000	101,000
債務償還費	209,233,972	205,142,477	▲ 4,091,495
公債等償還	164,865,189	160,060,080	▲ 4,805,109
一般会計負担分	148,209,928	149,574,213	1,364,285
特別会計負担分	16,655,261	10,485,867	▲ 6,169,394
借入金償還	40,562,483	40,013,676	▲ 548,807
一般会計負担分	586,872	586,215	▲ 657
特別会計負担分	39,975,611	39,427,461	▲ 548,150
政府短期証券償還	3,806,300	5,068,720	1,262,420
利子及割引料	11,505,005	12,794,996	1,289,991
公債利子等	10,718,191	11,573,913	855,722
一般会計負担分	10,025,625	10,866,447	840,822
特別会計負担分	692,566	707,467	14,900
借入金利子	224,398	310,042	85,644
一般会計負担分	10,725	9,865	▲ 860
特別会計負担分	213,673	300,177	86,504
政府短期証券利子	562,417	911,041	348,624
一般会計負担分	60,000	100,000	40,000
特別会計負担分	502,417	811,041	308,624
復興債整理支出	3,364,033	3,192,270	▲ 171,762
国債事務取扱手数料	69	65	▲ 3
株式売却手数料	4,102	6	▲ 4,096
売却及償還差額補填金	404	2,058	1,655
債務償還費	3,334,058	3,163,127	▲ 170,931
公債等償還	3,334,058	3,163,127	▲ 170,931
特別会計負担分	3,334,058	3,163,127	▲ 170,931
利子及割引料	25,400	27,014	1,613
公債利子等	24,575	25,814	1,238
特別会計負担分	24,575	25,814	1,238
借入金利子	825	1,200	375
特別会計負担分	825	1,200	375
脱炭素成長型経済構造移行債整理支出	913,328	762,018	▲ 151,310
国債事務取扱手数料	54	79	24
売却及償還差額補填金	198	2,167	1,969
債務償還費	850,833	703,503	▲ 147,329
公債等償還	850,833	703,503	▲ 147,329
特別会計負担分	850,833	703,503	▲ 147,329
利子及割引料	62,242	56,269	▲ 5,973
公債利子等	62,242	56,269	▲ 5,973
特別会計負担分	62,242	56,269	▲ 5,973
歳出合計	225,138,987	222,118,500	▲ 3,020,487

(注1) 国債整理支出の一般会計負担分、復興債整理支出の特別会計負担分及び脱炭素成長型経済構造移行債整理支出の特別会計負担分には、整理基金特会独自収入を含みます。

(注2) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(注3) 令和6年度当初予算額のうち年金及び子ども・子育て支援特別会計からの受入については、令和7年度当初予算額との比較対照のため組替掲記しています。

(3) 各会計の債務償還費、利子及割引料等の状況（令和7年度当初予算・令和5年度決算）

国債整理基金特別会計は、一般会計及び特別会計からの繰入資金等を財源として、公債、借入金等の償還及び利子等の支払を一元的に経理しています。

A 令和7年度当初予算

(単位：百万円)

	債務償還費	利子及割引料	その他	合計	備考
他会計より受入	72,651,382	12,341,661	26,904	85,019,946	
一般会計より受入	17,669,333	10,522,976	24,796	28,217,106	公債の償還及び利子、借入金の償還及び利子、財務省証券の利子等
特別会計より受入	54,982,048	1,818,684	2,108	56,802,840	
交付税及び譲与税配付金	28,935,238	230,078	-	29,165,316	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
外国為替資金	-	787,870	686	788,556	外国為替資金証券の利子等
財政投融資	10,485,867	701,757	1,393	11,189,018	財投債の償還及び利子、財政融資資金証券の利子等
エネルギー対策	13,607,925	50,979	14	13,658,917	借入金の償還及び利子、石油証券及び原子力損害賠償支援証券の償還及び利子等
年金	1,434,835	22,957	-	1,457,792	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
子ども・子育て支援	-	16,776	13	16,789	子ども・子育て支援特例公債の利子等
食料安定供給	157,964	804	1	158,769	借入金の償還及び利子、食糧証券の償還及び利子等
国有林野事業債務管理	330,833	3,863	-	334,695	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
自動車安全	29,386	3,600	-	32,987	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
東日本大震災復興他会計より受入	21	26,865	65	26,951	
特別会計より受入	21	26,865	65	26,951	
東日本大震災復興	21	26,865	65	26,951	復興債の償還及び利子、一時借入金の利子等
脱炭素成長型経済構造移行推進他会計より受入	-	54,038	79	54,117	
特別会計より受入	-	54,038	79	54,117	
エネルギー対策	-	54,038	79	54,117	脱炭素成長型経済構造移行債の利子等

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

B 令和5年度決算

(単位：百万円)

	債務償還費	利子及割引料	その他	合計	備考
他会計より受入	69,008,320	7,958,924	16,670	76,983,914	
一般会計より受入	18,070,789	7,413,895	15,757	25,500,441	公債の償還及び利子、借入金の償還及び利子等
特別会計より受入	50,937,531	545,029	913	51,483,473	
交付税及び譲与税配付金	29,612,295	8,869	-	29,621,165	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
外国為替資金	-	566	305	872	外国為替資金証券の利子等
財政投融資	9,298,127	529,623	601	9,828,351	財投債の償還及び利子等
エネルギー対策	9,976,513	338	7	9,976,857	原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債の償還、借入金の償還及び利子、石油証券の償還等
年金	1,436,702	3,881	-	1,440,583	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
食料安定供給	239,828	56	0	239,885	借入金の償還及び利子、食糧証券の償還及び利子等
国有林野事業債務管理	342,801	156	-	342,957	借入金の償還及び利子
自動車安全	31,265	1,540	-	32,804	借入金の償還及び利子
東日本大震災復興他会計より受入	187,779	207	30	188,016	
特別会計より受入	187,779	207	30	188,016	
東日本大震災復興	187,779	207	30	188,016	復興債の償還及び利子等
脱炭素成長型経済構造移行推進他会計より受入	-	-	6	6	
特別会計より受入	-	-	6	6	
エネルギー対策	-	-	6	6	国債事務取扱手数料

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(4) 国債整理基金の国債償還財源等の繰入額等、償還額、年度末基金残高、借換額（令和7年度当初予算）

（単位：億円）

	令和5年度（決算）	令和6年度（予定）	令和7年度（予定）
償還財源繰入額等			
公債等	277,389	324,339	280,003
（うち復興債償還財源）	(3,015)	(3,589)	(1,113)
（うち脱炭素成長型経済構造移行債償還財源）	(-)	(0)	(-)
一般会計負担分	177,613	174,220	173,798
特別会計負担分	98,631	148,162	104,859
（うち復興債償還財源）	(1,878)	(1,639)	(0)
（うち脱炭素成長型経済構造移行債償還財源）	(-)	(-)	(-)
株式売払収入	1,057	1,829	1,029
（うち復興債償還財源）	(1,057)	(1,829)	(1,029)
運用収入等	88	128	318
（うち復興債償還財源）	(80)	(121)	(84)
（うち脱炭素成長型経済構造移行債償還財源）	(-)	(0)	(-)
借入金	401,773	402,752	397,170
一般会計負担分	3,095	2,996	2,896
特別会計負担分	398,678	399,756	394,275
合計	679,162	727,091	677,173
償還額			
公債等	277,348	324,392	279,994
普通国債	173,980	170,712	170,528
出資国債等	7,372	22,569	3,494
財政投融资特別会計国債	92,981	127,523	104,859
復興債	3,015	3,589	1,113
脱炭素成長型経済構造移行債	-	0	-
借入金	401,773	402,752	397,170
合計	679,121	727,144	677,164
年度末基金残高	30,085	30,031	30,041
（うち復興債償還財源）	(-)	(-)	(-)
（うち脱炭素成長型経済構造移行債償還財源）	(-)	(-)	(-)

（参考）

「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定による借換国債収入額	243,579	445,000	550,000
「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定による借換国債収入額を含む年度末基金残高	273,664	475,031	580,041

国債借換額	1,539,211	1,341,814	1,362,231
（うち復興債借換分）	(33,788)	(31,299)	(30,518)
（うち脱炭素成長型経済構造移行債借換分）	(11,034)	(8,484)	(7,035)

（注1） 株式売払収入は、株式売却経費を控除したものです。

（注2） 運用収入等には、配当金収入及び前年度剰余金を含みます。

（注3） 年度末基金残高には、「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定による借換国債収入額を含みません。

（注4） 令和6年度（予定）及び令和7年度（予定）の「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定による借換国債収入額には、予算総則上の限度額を計上しています。

（注5） 単位未満は四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(5) 国債整理基金の国債への運用状況の推移

(単位：兆円)

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
国庫短期証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16.8
現 先 等	0.1	0.3	0.3	0.2	0.6	0.2	0.1	0.1	0.1	10.8
計	0.1	0.3	0.3	0.2	0.6	0.2	0.1	0.1	0.1	27.6

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(6) 国債整理基金特別会計の剰余金推移

(単位：億円)

	剰 余 金	
	うち基金残高	
令和元年度	30,918	30,200
令和2年度	30,522	30,050
令和3年度	30,787	30,180
令和4年度	30,670	30,044
令和5年度	30,700	30,085
令和6年度	30,031	30,031
令和7年度	30,041	30,041

(注) 令和6年度及び令和7年度は、令和7年度当初予算ベース。

(7) 各種会合メンバーと最近の開催実績

A. 国の債務管理に関する研究会

<メンバー>

赤松 慶一	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社執行役員 市場商品本部副本部長
岩下 真理	野村證券株式会社市場戦略リサーチ部エグゼクティブ金利ストラテジスト
亀田 啓悟	関西学院大学総合政策学部教授
左三川 郁子	日本経済研究センター研究本部金融研究室長兼首席研究員事務局長補佐
篠 潤之介	早稲田大学国際学術院准教授
滝澤 美帆	学習院大学経済学部教授
戸村 肇	早稲田大学政治経済学術院教授
森田 長太郎	オールニッポン・アセットマネジメント チーフストラテジスト 兼 ウォールズ&ブリッジ 代表

以上 8名

(敬称略、五十音順)

(令和7年5月8日現在)

<開催実績>

開催日	内容
令和4年6月13日 (第1回) ※対面/オンライン	・国債発行を取り巻く現状と課題
令和4年11月10日 (第2回)	・国債発行を取り巻く現状と課題 ・円金利市場の動向 ～グローバルな金利上昇圧力の波及～ ・コスト・アット・リスク分析について
令和5年6月2日 (第3回) ※対面/オンライン	・国債の安定消化 ・自然利子率から考える、長期金利の適正水準
令和5年11月21日 (第4回) ※対面/オンライン	・国債発行を取り巻く現状と課題 ・国債市場の現状について (1) 国債市場の流動性と課題について～金利がある世界への備え～ (2) 大阪取引所における国債証券先物取引の状況
令和6年5月9日 (第5回)	・報告 (1) 令和6年度国債発行計画 (2) 金融政策の枠組みの見直しについて ・今後の国債の安定的な発行・消化に向けた課題
令和6年6月21日 (第6回) ※対面/オンライン	・報告 (1) 諸外国の債務管理政策 (2) 御指摘事項について ・金融政策変更後の市場と投資家動向 ・今後の国債の安定的な発行・消化に向けた取組について
令和6年10月18日 (第7回) ※対面/オンライン	・「議論の整理」を受けた今後の検討の方向性 ・最近の金融政策について ・今後の国債保有構造の見直し
令和7年5月8日 (第8回)	・当局からの報告 ・国債市場の動向と分析

B. 国債市場特別参加者会合

<メンバー>

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| SMBC日興証券株式会社 | 岡三証券株式会社 |
| クレディ・アグリコル証券会社 東京支店 | ゴールドマン・サックス証券株式会社 |
| J Pモルガン証券株式会社 | シティグループ証券株式会社 |
| ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 | 大和証券株式会社 |
| ドイツ証券株式会社 | 東海東京証券株式会社 |
| 野村証券株式会社 | パークレイズ証券株式会社 |
| BNPパリバ証券株式会社 | B o f A証券株式会社 |
| 株式会社みずほ銀行 | みずほ証券株式会社 |
| 株式会社三井住友銀行 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 |
| モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 | |

以上 19 社

(五十音順)

(令和5年12月27日現在)

<開催実績>

開催日	内 容
令和6年6月24日 (第109回)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年7-9月期における物価連動債の発行額等について ・令和6年7-9月期における流動性供給入札の実施額等について ・最近の国債市場の状況と今後の見通しについて
令和6年9月25日 (第110回)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年10-12月期における物価連動債の発行額等について ・令和6年10-12月期における流動性供給入札の実施額等について ・令和6年10月以降におけるクライメート・トランジション利付国債の入札発行について ・最近の国債市場の状況と今後の見通しについて
令和6年11月26日 (第111回)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度国債発行計画の策定に向けた現状と課題について
令和6年12月11日 (第112回)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度国債発行計画について ・令和7年1-3月期における物価連動債の発行額等について ・令和7年1-3月期における流動性供給入札の実施額等について ・新たに発行を予定する変動利付国債の基本的な商品性(案)について ・最近の国債市場の状況と今後の見通しについて
令和7年3月21日 (第113回)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度における固定利付債のリオープン方式について ・令和7年度における固定利付債の入札方式等について ・令和7年4-6月期における物価連動債の発行額等について ・令和7年4-6月期における流動性供給入札の実施額等について ・最近の国債市場の状況と今後の見通しについて

C. 国債投資家懇談会

<メンバー>

a 投資家

株式会社かんぽ生命保険	企業年金連合会
キャブラ・インベストメント・マネジメントLLP	株式会社常陽銀行
信金中央金庫	全国共済農業協同組合連合会
東京海上ホールディングス株式会社	株式会社名古屋銀行
日本生命保険相互会社	農林中央金庫
PGIMジャパン株式会社	三井住友信託銀行株式会社
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	株式会社三菱UFJ銀行
株式会社ゆうちょ銀行	

以上15社
(五十音順)

b 学者・研究者

- 神山 弘行 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
 富田 俊基 (株式会社野村資本市場研究所客員研究員)
 (座長) 吉野 直行 (慶應義塾大学経済学部名誉教授、東京都立大学特任教授、金融庁金融研究センター顧問)

以上3名
 (五十音順、敬称略)
 (令和7年4月30日現在)

<開催実績>

開催日	内容
令和6年11月27日 (第95回)	・令和7年度国債発行計画の策定に向けた現状と課題について
令和7年3月24日 (第96回)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度における固定利付債のリオープン方式について ・令和7年度における固定利付債の入札方式等について ・令和7年4-6月期における物価連動債の発行額等について ・令和7年4-6月期における流動性供給入札の実施額等について ・最近の国債市場の状況と今後の運用見通しについて

D. 国債トップリテラー会議

<メンバー>

いるま野農業協同組合	SMBC日興証券株式会社
株式会社SBI証券	株式会社埼玉りそな銀行
株式会社常陽銀行	大和証券株式会社
多摩信用金庫	中央労働金庫
長野県信用組合	野村証券株式会社
株式会社北洋銀行	株式会社みずほ銀行
みずほ証券株式会社	株式会社三井住友銀行
三井住友信託銀行株式会社	株式会社三菱UFJ銀行
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	株式会社ゆうちょ銀行
株式会社りそな銀行	

以上 19 機関
(五十音順)
(令和7年6月2日現在)

<開催実績>

開催日	内容
令和3年6月7日 (第20回) ※オンライン	<ul style="list-style-type: none"> 個人向け国債の販売動向等、個人向け国債販売にあたっての取組事例、発行当局と取扱機関との連携強化、個人向け国債の広告について当局からの説明 個人向け国債販売にあたっての取組事例について金融機関からの説明 それぞれの件についての意見交換
令和4年6月8日 (第21回) ※オンライン	<ul style="list-style-type: none"> 個人向け国債の販売動向等、個人向け国債の広告、個人向け国債販売にあたっての取組事例、個人向け国債の取扱事務に係る注意事項、令和4年度の取組方針について当局からの説明 個人向け国債販売にあたっての取組事例について金融機関からの説明 それぞれの件についての意見交換
令和5年6月15日 (第22回) ※対面/オンライン	<ul style="list-style-type: none"> 個人向け国債の販売動向等、個人向け国債の広告について当局からの説明 個人向け国債販売にあたっての取組事例について金融機関からの説明 それぞれの件についての意見交換
令和6年6月7日 (第23回) ※対面/オンライン	<ul style="list-style-type: none"> 個人向け国債の販売動向等について当局からの説明 個人向け国債の広告について広告代理店からの説明 個人向け国債販売にあたっての取組事例等について金融機関からの説明 それぞれの件についての意見交換
令和7年6月9日 (第24回)	<ul style="list-style-type: none"> 個人向け国債の販売動向等について当局からの説明 個人向け国債の広告について広告代理店からの説明 個人向け国債販売にあたっての取組事例等について金融機関からの説明 個人向け国債の法人等への販売拡大について当局からの説明 それぞれの件についての意見交換

(8) 戦後の国債管理政策の推移

年度	国債管理政策等	財政政策等
昭和 22 ～ 39		
40	41.1 シ団引受開始（7年債） 41.3 運用部引受開始	補正予算で歳入補填債発行
41		当初予算で建設公債発行
42		現在の減債制度確立（60年償還ルール）
43	43.4 特別マル優制度の導入 43.5 減債制度の確立	
44		
45		大阪万国博覧会
46	47.1 国債の償還期限延長（7年→10年）	ニクソン・ショック スミソニアン協定
47		
48		福祉元年 変動為替相場制移行 第一次石油危機
49		
50		財政危機宣言 補正予算で特例公債発行
51	52.1 割引国債（5年）発行開始	55年度特例公債脱却目標設定
52	52.4 金融機関の取得した国債の流動化開始	
53	53.6 中期国債（3年）の公募入札開始	
54	54.6 中期国債（2年）の公募入札開始 55.1 中期国債ファンド発売 55.2 国債振替決済制度の創設	機関車論 59年度特例公債脱却目標設定 第二次石油危機
55	55.6 中期国債（4年）の公募入札開始	
56	56.9 6年債の直接発行	増税なき財政再建 土光臨調発足（3K（米、国鉄、健康保険）問題）
57	58.2 15年変動利付国債の直接発行	ゼロ・シーリング
58	58.4 金融機関による国債の募集の取扱い開始 58.9 20年債の直接発行	65年度特例公債脱却目標設定 マイナス・シーリング
59	59.6 金融機関による国債のディーリング開始	
60	60.6 国債整理基金特別会計法の改正 ① 短期国債、借換債前倒し発行 ② 電電株式等の同基金への帰属 60.10 国債先物取引開始 61.2 短期国債の公募入札開始	日本電電公社・日本専売公社民営化 プラザ合意
61	61.10 20年債のシ団引受開始	基礎年金制度導入
62	62.9 20年債の公募入札開始 62.11 10年債の引受額入札方式導入	日本国有鉄道民営化
63	63.4 郵便局における国債の募集の取扱い開始	
平成元	元.4 シ団10年債の部分的入札制導入	消費税導入（3%）
2	2.10 シ団10年債の入札割合を40%から60%に拡大	特例公債発行脱却 臨時特別公債発行（湾岸戦争への対応）
3	3.4 10年債入札結果の即日発表	バブル経済崩壊
4	4.4 外国法人が保有するTB・FBの償還差益非課税措置	
5	6.1 マル優枠の拡大（350万円） 6.2 6年債の公募入札開始	
6		減税特例公債発行（～8年度） 阪神・淡路大震災→補正予算（6年度）で特例公債発行
7		
8	8.4 20年債の四半期毎入札の導入 8.4 日本版レポ取引開始	所得税減税（税率構造の累進緩和等）
9		消費税率3%→5% 財政構造改革法成立 アジア通貨危機・国内金融システム問題

年度	国債管理政策等	財政政策等
10	10.4 中期国債の非競争入札開始 11.1 繰上償還条項の撤廃 11.3 入札日程及び発行額の事前公表	財政構造改革法停止
11	11.4 TB 1年物の公募入札開始 11.9 30年債公募入札開始 12.2 5年利付債導入	所得税減税（最高税率の引下げ） 法人税減税（税率引下げ）
12	12.6 15年変動利付国債の公募入札開始 12.9 国債市場懇談会の開催開始 12.11 3年割引債の公募入札開始 13.3 即時銘柄統合（リオープン）方式の導入	介護保険制度導入
13	13.4 新現先取引の導入 13.10 入札日程の公表方式を変更し、常時翌3か月分を公表	14年度国債発行額 30兆円以下目標
14	14.4 国債投資家懇談会の開催開始 14.5 シ団の競争入札比率の引上げ（60%から75%に、14年5月債から実施） シ団引受手数料の引下げ（63銭から39銭に、14年5月債から実施） 15.1 新しい振替決済制度の導入 ストリップス債の導入 15.2 買入消却の入札開始 15.3 個人向け国債の導入	
15	15.5 シ団の競争入札比率の引上げ（75%から80%に、15年5月債から実施） 15.12 「国債管理政策の新たな展開」公表 16.2 WI取引（入札前取引）の開始 16.3 物価連動国債の発行	
16	16.5 シ団の競争入札比率の引上げ（80%から85%に、16年5月債から実施） シ団引受手数料の引下げ（39銭から23銭に、16年5月債から実施） 16.7 国債管理体制の強化 国債担当審議官・市場分析官の新設 国債企画課・国債業務課の二課体制化 民間人の登用等 16.10 国債市場特別参加者制度の導入 国債市場特別参加者の指定 国債市場特別参加者会合の開催開始 第Ⅱ非価格競争入札開始 16.11 国の債務管理の在り方に関する懇談会の開催開始 17.1 国債に係る海外説明会（海外IR）開始	所得税から住民税への税源移譲
17	17.4 第Ⅰ非価格競争入札開始 17.4 シ団の競争入札比率の引上げ（85%から90%に、17年4月債から実施） 17.7 入札に関するルール等の見直し 国債及びFBの競争入札における応札制限の導入 15年変動利付国債の入札方式変更（価格コンベンショナル方式） 18.1 新型個人向け国債（固定利付型）の導入 18.1 買入消却の対象の拡大（対象銘柄を全銘柄に拡大） 18.3 シ団の廃止	
18	18.4 流動性供給入札の導入 18.12 物価連動国債及び30年債の原則リオープン化を公表 19.1 FB 6か月物導入（TB 6か月物からの振り替え）	2011年度PB黒字化目標設定
19	19.4 特別会計に関する法律施行（スワップ取引等規定の整備） 19.4 30年債の入札方式の変更（価格コンベンショナル方式） 19.6 トップリテラー会議の開催開始 19.9 15年変動利付国債の原則リオープン化を公表 19.10 新型窓口販売方式の導入 19.11 40年債の公募入札開始	郵政民営化
20	20.4 特別流動性供給入札制度の導入 20.4 利付国債の発行日を、原則T（入札日）+3日に設定 20.4 流動性供給入札制度の対象の拡大（対象銘柄を6～29年の利付債に拡大〔物国、変国等を除く〕） 20.6 ストリップス債の買入消却の開始 20.8 15年変動利付国債の発行予定額の減額（年間4回→年間2回） 20.9,10 物価連動国債等の発行予定額の減額等（発行取り止め） 20.12 15年変動利付国債・物価連動国債の発行予定額の減額（21年2月発行取り止め）等 21.1 第Ⅱ非価格競争入札の応札限度額を「価格競争入札等における落札額の10%」から「同15%」に引き上げ 21.2 TB・FBの統合発行（T-Bill）を開始	後期高齢者医療制度導入 リーマン・ショック
21	21.4 市中からの買入消却の総額を3兆円から4兆円に拡大（物価連動国債と15年変動利付国債に重点） 21.7 流動性供給入札制度の対象の拡大（対象銘柄を5～29年の利付債に拡大） 22.1 物価連動国債と変動利付国債の買入消却について、危機対応から平時への移行という視点を踏まえ、減額を開始 22.3 財務省ホームページにおいて、流通市場における実勢価格に基づいてコンスタント・マチュリティー・ペースの実勢金利を公表	

年度	国債管理政策等	財政政策等
22	22.7 個人向け国債固定3年債を平成22年7月(募集は6月)より発行開始 22.12 国債整理基金の取崩しを財源とした買入売却を実施	2020年度PB黒字化目標設定
23	23.7 個人向け国債変動10年債の金利計算方法を改定 24.1 個人向け復興国債を平成24年1月(募集は12月)より発行	東日本大震災→補正予算で復興債発行
24	24.4 個人向け復興応援国債を平成24年4月(募集は3月)より発行 国債発行等を原則T(入札日)+2日に設定 25.1 国債整理基金残高の圧縮による借換債の発行抑制を公表	年金特例公債発行(～25年度)
25	25.7 流動性供給入札制度の対象の拡大 (対象銘柄を5～39年の利付債に拡大) 25.10 物価連動国債の発行再開 25.12 個人向け国債変動10年債と固定5年債の毎月募集・発行を開始 20年債の原則リオープン化を公表	
26	26.5 平成27年1月以降の物価連動国債の個人保有解禁を公表 27.1 物価連動国債の相対取引での個人向け販売開始	消費税率5%→8%
27	27.4 入札参加者の応札上限を「発行予定額」から「発行予定額の2分の1」に引下げ 27.4 国債市場特別参加者の応札責任を「発行予定額の3%以上」から「同4%以上」に引上げ	PB中間目標達成
28	28.4 流動性供給入札制度の対象の拡大 (対象銘柄を1～39年の利付債に拡大) 28.4 物価連動国債の買入売却開始	
29	29.7 第Ⅰ非価格競争入札の発行限度額を「発行予定額の10%」から「同20%」に拡大 29.7 国債市場特別参加者の応札責任を「発行予定額の4%以上」から「同5%以上」に引上げ	
30	30.5 国債発行等を原則T(入札日)+1日に設定	2025年度PB黒字化目標設定
令和元	2.1 第Ⅱ非価格競争入札の応札限度額を「価格競争入札等における落札額の15%」から「同10%」に引下げ 2.3 物価連動国債の3,000億円の買入れを実施	消費税率8%→10% 消費税軽減税率制度導入 新型コロナウイルス感染症感染拡大
2	2.4 物価連動国債の第Ⅱ非価格競争入札の取り止め 2.4 物価連動国債の買入売却額を1回あたり200億円から500億円に増額 2.10 個人向け国債の手数料体系見直し(管理手数料の導入)	
3	3.4 利付債の表面利率の下限を0.1%から0.005%に引下げ 3.6 国の債務管理の在り方に関する懇談会の開催終了 4.1 物価連動国債の買入売却額を1回あたり500億円から200億円に減額 4.3 国債市場特別参加者の応札責任を「発行予定額の5%以上」から「同100/n(※)%以上」に変更 ※nは国債市場特別参加者の数	
4	4.6 国の債務管理に関する研究会の開催開始	
5	6.2 クライメート・トランジション利付国債の公募入札開始	
6	6.6 国の債務管理に関する研究会「今後の国債の安定的な発行・消化に向けた取組について(議論の整理)」を公表 6.12 「新たに発行を予定する変動利付国債の基本的な商品性」を公表	

(9) 国債に係る法制度

A 起債根拠法

全ての国債は法律の規定に基づき発行されており、その根拠となる法律に応じて、国の歳出の財源となる国債（建設国債、特例国債、復興債、脱炭素成長型経済構造移行債、子ども・子育て支援特例公債、先端半導体・人工知能関連技術債、借換債、財政投融资特別会計国債等）、国庫等の一時的な資金不足を補うために発行される政府短期証券及び金銭の支払に代えて発行される交付国債に分類されます。

なお、国が新たに債務を負担するには、憲法第 85 条の規定によれば、国会の議決に基づくことが必要とされています。

a 「財政法」第 4 条第 1 項ただし書（建設国債）

「財政法」第 4 条第 1 項ただし書は、公共事業費、出資金及び貸付金に相当する金額の範囲内で、例外的に公債発行又は借入金を許容しています。これらはいずれも消費的支出ではなく、国の資産を形成するものであり、通常、その資産からの受益も長期にわたるので、これらの経費については公債発行又は借入れという形でその財源を賄い、その元利償還を通じて、後世代にも相応の負担を求めることを許しているものと考えられます。

すなわち、同条第 1 項は、負担の世代間公平という考え方に立って、公共事業費等に限って公債発行又は借入れを認めるという形での健全財政の原則を定めたものと解されます。

ただし、建設国債の発行は国会の議決を経た金額の範囲内でなければならないとされており、発行限度額は、一般会計予算総則に規定されています。

また、同条第 2 項では、発行限度額の議決を経ようとするときには償還計画表を国会に提出しなければならないとされており、この償還計画表の中で、年度別の償還予定額を示し、償還方法・償還期限を明らかにしています。

b 特例公債法（特例国債）

各年度の特例公債法及び「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」には、「財政法第 4 条第 1 項ただし書の規定により発行する公債のほか」と規定されていますが、この趣旨は、特例国債が発行できる場合を、建設国債を発行しても、なお歳入が不足すると見込まれる場合に限定することにあります。

これらの法律には特例国債の発行権限のみを規定し、具体的な発行限度額は予算総則に規定するという構成を採ったのは、毎年度の国債の発行額は当該年度の歳入歳出全体のバランスの中で決まるものであり、この意味で国債の発行限度額は歳入歳出予算と不離一体の関係にあることから、これを予算総則に規定することによって、歳入歳出予算の一環として国会の審議・議決を受けることが、この性格上最もふさわしいと考えられるためです。

また、建設国債と同様に、特例国債の発行限度額について国会の議決を経るに当たっては、審議の参考に供するため、償還計画表を国会に提出することとされています。

特例国債の発行は特例的に行われるので、実際の発行に当たっては、国会の議決を経た金額の範囲内で、税収など他の歳入の状況を考慮に入れ、できる限りその発行額を最小限に抑える必要があります。このような考え方から、毎会計年度の税収の収納期限である翌年度の 5 月末までの税収など他の歳入の状況を考慮して特例国債の発行額の調整を行えるよう、特例国債の発行時期を翌年度の 6 月末までとする出納整理期間発行の制度が設けられています。

なお、政府は特例国債の速やかな減債に努めるものとされています。

c 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第 69 条第 1 項及び第 4 項（復興債）

復興債は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第 69 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、東日本大震災からの復興のために平成 23 年度から令和 7 年度までの間において実施する施策に必要な財源を確保するために、つなぎとして発行される国債です。なお、復興債は、平成 23 年度のみ一般会計で発行されましたが、平成 24 年度以降は、東日本大震災復興特別会計で発行されています。

復興債については、建設国債や特例国債と同様に、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、平成 23 年度については一般会計予算総則に、平成 24 年度以降は特別会計予算総則に規定されています。また、特例国債と同様に、出納整理期間発行の制度が設けられています。

なお、復興債及びその借換債については、令和 19 年度までの間に償還するものとされており、これらの償還に要する費用の財源については、平成 24 年度から令和 19 年度までの間における復興特別税等の収入を充てるものとされています。

d 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」第 7 条第 1 項（脱炭素成長型経済構造移行債）

脱炭素成長型経済構造移行債（GX 経済移行債）は、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」の実現に向けた先行投資を支援するため、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度から令和 14 年度まで、カーボンプライシング導入の結果として将来の財源が得られるまでのつなぎとして発行される国債であり、10 年間で 20 兆円規模の発行が見込まれています。

GX 経済移行債については、建設国債や特例国債と同様に、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、特別会計予算総則に規定されています。また、特例国債と同様に、出納整理期間発行の制度が設けられています。

なお、GX 経済移行債及びその借換債については、令和 32 年度までの間に化石燃料賦課金及び特定事業者負担金により償還す

るものとされています。

e 「子ども・子育て支援法」第71条の26第1項（子ども・子育て支援特例公債）

子ども・子育て支援特例公債（子ども特例債）は、「子ども・子育て支援法」第71条の26第1項の規定に基づき、令和6年度から令和10年度までの間、子ども・子育て政策の抜本的な強化に当たり、安定財源を確保するまでの間に財源不足が生じないよう、必要に応じつなぎとして発行される国債です。

子ども特例債については、建設国債や特例国債と同様に、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、特別会計予算総則に規定されています。また、特例国債と同様に、出納整理期間発行の制度が設けられています。

なお、子ども特例債及びその借換債については、令和33年度までの間に子ども・子育て支援納付金により償還するものとされています。

f 「情報処理の促進に関する法律」第69条第1項（先端半導体・人工知能関連技術債）

先端半導体・人工知能関連技術債（半導体・AI債）は、「情報処理の促進に関する法律」第69条第1項の規定に基づき、令和7年度から令和12年度までの各年度に限り、先端半導体・人工知能関連技術措置に要する費用の財源を確保するために、必要に応じてつなぎとして発行される国債です。

半導体・AI債については、建設国債や特例国債と同様に、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、特別会計予算総則に規定されます。また、特例国債と同様に、出納整理期間発行の制度が設けられています。

なお、半導体・AI債及びその借換債については、令和32年度までの間に財政投融资特別会計の投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金により償還するものとされています。

g 「特別会計に関する法律」第46条第1項及び第47条第1項（借換債）

「特別会計に関する法律」第46条第1項は、国債の整理又は償還のために必要な額を限度として、発行限度額について国会の議決を経たり、償還計画表を提出したりすることなく、政府は借換債を発行することができるとしています。これは建設国債や特例国債のような新規に発行する国債と異なり、債務残高の増加をもたらさないという借換債の性格に基づくものです。また、実態的にみても、借換債の発行については、金融情勢に応じて機動的、弾力的に行う必要があり、あらかじめ償還計画表を提出したり、借換債発行額について国会の議決を受けたりすることにはなじまないものがあります。

なお、同法第47条第1項は、借換債を金融情勢などに応じて弾力的に発行できるようにするため、会計年度を越えた借換債の前倒し発行も認めています。この前倒し発行は、毎年度の特別会計予算総則であらかじめ国会の議決を経た限度額の範囲内で行われています。

h 「特別会計に関する法律」第62条第1項（財政投融资特別会計国債）

平成13年度の財政投融资制度の改革に伴い、「特別会計に関する法律」第62条第1項は、財政融資資金において運用の財源に充てるため、財政融資資金勘定の負担により、財政投融资特別会計国債（財投債）を発行することができるとしています。同条第2項では、財投債は国がその信用に基づいて発行するものなので、他の国債と同様に発行限度額について国会の議決を経なければならないとされています。また、同条第3項では、償還計画表を歳入歳出予定計算書に添付することとされています。

i その他（政府短期証券等）

政府短期証券は、「財政法」第7条又は「特別会計に関する法律」等を根拠として発行されており、また、交付国債については、その交付国債の種類ごとに各種弔慰金等の支給法、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等の個別法が、その発行根拠法とされています。

B その他の法律

a 「国債ニ関スル法律」（国債の取扱い）

「国債ニ関スル法律」は、国債の取扱いについての基本的な事項を定めています。

法律で規定されている内容としては、国債の発行条件などの起債に関する事項、元利金の支払、証券及び登録に関し必要な事項の決定を財務大臣が行うこと、国債に関する事務を日本銀行に行わせること、国債の登録、国債の譲渡制限、国債証券を滅失した場合の救済措置、国債の消滅時効などがありますが、この法律に規定されていない事項については、民法、商法などの規定や取引慣行などの一般原則によることとなっています。

なお、国債の発行、償還等についての具体的な手続については、「国債規則」、「国債の発行等に関する省令」、「日本銀行国債事務取扱規程」、「日本銀行の国債元利金の支払等の特別取扱手続に関する省令」等の下位法令によって規定されています。

b 「特別会計に関する法律」第38条～第49条（国債の償還等）

国債の償還（元本の支払）や利子の支払については、「特別会計に関する法律」に基づいて設置された国債整理基金を通じて行われています。

国債整理基金に関し、この法律は、借入金を含む国債の円滑な償還及び発行のための国債整理基金の設置、償還財源に充てるための繰入れ及びその方法、国債の整理又は償還のための国債（借換債）の発行、債務償還費の逐次繰越等の事項について規定しています。